

本来、子どもを守るべき立場である保護者(親や親に代わる養育者)が、子どもの体や心を傷つけることをいいます。

子どもへの虐待は大きく分けると4つに分類されます。また、多くの場合これらが重複して起こっており、虐待されている子どもたちはいくつもの苦しみを味わっているのです。

児童虐待とは？

虐待の一例

身体的虐待

- 殴る、蹴る、たたく
 - 首を絞める
 - やけどさせる
 - 戸外に締め出す
- 後遺症が残ったり、死に至ることも

心理的虐待

- 言葉で脅したり、無視する
 - 子どもの目の前で家族に暴力を振るう
 - きょうだい間の極端な差別
- 不安やおびえなどを引き起こします

性的虐待

- わいせつな行為
 - 性的行為を見せる
 - 性器を触る、触らせる
 - 性関係の強要
- 異性への嫌悪感を植え付けるなど、心身に大きな傷を残します

ネグレクト

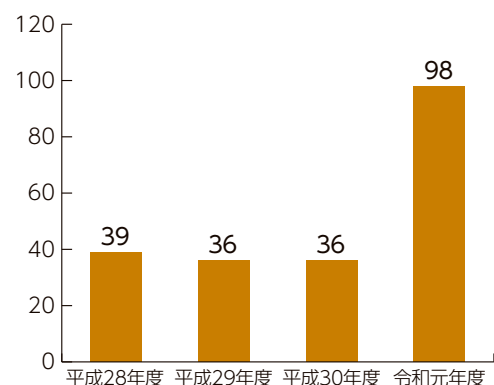
養育保護義務の拒否・怠慢

- 食事を与えない
 - 不潔な環境で生活させる
 - 家に閉じ込める
- 発育・発達が遅れたり、栄養失調などから死に至ることも



土岐市における児童虐待相談件数

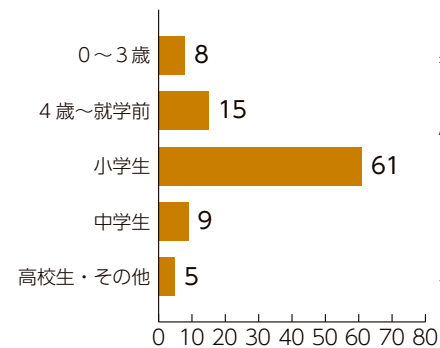
過去4年間の相談件数の推移



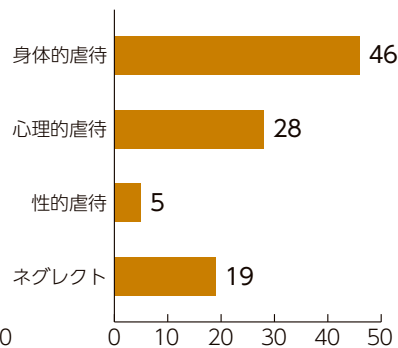
※令和元年度から学校訪問などを定期的に行っているため件数が大きく増加

令和元年度児童虐待相談件数

年代別



相談案件別



令和2年度「児童虐待防止推進月間」標語

いちはやく
189
知らせて守る
こどもの未来



11月は児童虐待防止推進月間

子どもたちの 笑顔を奪わないために



問 子育て支援課 (内線181)

全ての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られる権利が保障されなければなりません。しかし、現実には日常的に虐待を受け、命まで落としている子どもについての報道をよく耳にします。

子どもの健やかな成長を阻害する虐待は社会全体の課題でもあります。こうした実態を受け、本年4月より児童虐待防止法が改正され「しつけ」という体罰(愛のムチ)は虐待である」と定義されました。虐待には家庭の事情や社会の変化が背景にあります。虐待を望む親は誰もいません。しかし、しつけという体罰(虐待)は日本での子育ての一般的な方法として行われてきました。言っても聞かないならたたくしかないという発想です。このことは家庭における体罰だけでなく、学校教育やスポーツ界においても日常的に行われてきました。福井大学こどものこころの発達研究センター友田明美教授によると、体罰(虐待)や暴言は、親子関係を悪化させるだけでなく、精神的な問題を発生させるなど子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼすそうです。

忙しい中、つい手を出してしまうということは、親なら誰しも経験をしているか、そんな気持ちになったことがあるかと思います。そんな気持ちになっても、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られる権利が保障されなければなりません。しかし、現実には日常的に虐待を受け、命まで落としている子どもについての報道をよく耳にします。

子どもの健やかな成長を阻害する虐待は社会全体の課題でもあります。こうした実態を受け、本年4月より児童虐待防止法が改正され「しつけ」という体罰(愛のムチ)は虐待である」と定義されました。虐待には家庭の事情や社会の変化が背景にあります。虐待を望む親は誰もいません。しかし、しつけという体罰(虐待)は日本での子育ての一般的な方法として行われてきました。言っても聞かないならたたくしかないという発想です。このことは家庭における体罰だけでなく、学校教育やスポーツ界においても日常的に行われてきました。福井大学こどものこころの発達研究センター友田明美教授によると、体罰(虐待)や暴言は、親子関係を悪化させるだけでなく、精神的な問題を発生させるなど子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼすそうです。

まさか通報されるとは

ある父親の経験から

まさか自分が虐待の通報で家庭児童相談員さんの訪問を受けるとは思っていませんでした。自分も小さい時に親からたたかれて育ってきましたし、学校でもたたかれたことがあります。親になり、息子が言うことを聞かない時は、息子に体罰をすることはよくありました。でも息子は特に反抗もしませんでしたし、それなりに育っていると思ひ、体罰が絶対ダメとは考えませんでした。当然、しつけのひとつの方法と考えてきました。そんな思いでいただけに、訪問にはびっくりしましたし、どうして私が？とも思いました。

しかし、相談員さんからの助言や、息子を含む家族との話し合いの中で気が付くことができました。一つは、「男の子だからたくましく育ててもらいたい」と思つて手を上げることくらいは当たり前だと思つてきましたが、体罰に男女差は関係なく、男の子でも体罰は嫌なもので、心の傷として残るということです。

もう一つは、体罰をしてしまうときは、親だからこそ、ついつい感情的になつて、親本位の考えを押し付けて体罰をしてしまっているのではないかということです。子どもにだって、聞いて欲しいことや、分かつて欲しいこと、

反省していることなどいろんなことを親に伝えたいのに…。子どもの考えや気持ちをまずは受け止めてあげることが大切であり、感情に任せて体罰をすることは許されないことに気が付きました。

また、相談員さんから「お父さんはお子さんの悪いことや気に入らないことは多く話されましたが、良いところを三つ以上話してください」と言われた時は口ごもつてしまいました。気に入らないことはすぐに目につきますが、良いところはよく見ていないと分かりません。いかに、自分が親として、子どもを十分に見ていなかったかにハッとさせられました。

考えを変えてから子どもたちや家族との会話も増えました。今でも思わす手が出そうになることがあります、**「止める冷静さ」**が以前よりできてきたような気がします。

通報した人は誰だか分かりませんが、住宅街で大きな声で叱つたり、家の外に出していたりすれば近隣の人達にも分かります。訪問を受けた時は「通報したのは誰やー」という感情が強かったのですが、今は通報されても仕方ないことだつたと思つています。また、通報していただいた方に感謝とは言いませんが、親子関係・家族関係を見直すいい機会を与えてくださったとも考えています。本音は恥ずかしさと少しの感謝の気持ちではないでしょうか。

相談窓口

虐待と思われる子どもを見つけた時、自身が虐待をしてしまったと悩んでいる時は連絡してください。

例えば・・・

「自分がしていることは虐待かもしれないと思いました」

「近所に虐待されているかもしれない子どもがいるので電話しました」など

※連絡は匿名でも可能です。連絡者についての秘密は守られます。

児童相談所虐待対応ダイヤル

☎189

※一部のIP電話からはかかりません。

※通話料無料

東濃子ども相談センター

子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤル

☎②1226

子育て支援課（市役所開庁時のみ）

☎④1111・内線181

**児童虐待は社会全体で
解決しなければならない問題です**



**一人で悩まないで
私たちがサポートします**

相談員への相談件数は年々増加の一途をたどっていますが、多くの相談は「解決」にたどり着きません。解決もしてくれないところに相談なんてしても仕方ないと思われる方もみえると思います。しかし、現実には虐待ひとつひとつには大きく、深く、重い背景があり、簡単には解決できないのです。

相談員の職務は、相談者が一歩でも自分の意思で前に進もうとする意欲を持つてもらうため、相談を受け、フォローすることに尽きます。そのためには、関係機関（市役所・子ども相談センター・警察・保健センター・病院・更生施設・学校・園・社会福祉協議会・教育委員会など）がしっかりと連携し、虐待そのものや背景にある貧困や病氣、人間関係の修復に取り組むことが大切です。

解決に向け、相談者の、背中を押すことや手を差し伸べるなどのお手伝いをさせてもらいますが、残念ながらおんぶにだつことというわけにはいきません。大切なのは、相談者が自力で立ち直ることです。そのためのお手伝いをさせて頂ければ幸いです。

子育て支援課
家庭児童相談員
加藤 紀久朗